

勝頼印判状【天正2年(1574年)】

旧規任せ、今より以降は御相違あるべからず。御武運長久の懇祈、御武運長久の懇祈、神世出さるるところなり。よって件の如し。
「中世出さるるところなり。よって件の如し。

神主

「勝頼印判状」書き下し文

御前崎市指定有形文化財 **武田家朱印状**

<u> History</u>

キラリを再発見

武田勝頼に命じられて出された朱印状

白羽神社には社宝となっている武田家朱印状が 3通あります。これは駿河や遠州に進出した甲斐 の武田氏が、この地方を治めようとして発給した 文書です。

今回紹介するのは『勝頼印判状』です。天正2年に武田信玄の跡を継いだ勝頼は、5月12日から2万5000人の大軍を率いて徳川家康配下の部将である小笠原氏助が城主を務めていた高天神城を包囲します。その後約1カ月にわたる籠城戦が続きましたが、6月17日に小笠原氏助が降伏し、父信玄も落とせなかった高天神城を勝頼が領有することとなり、榛原郡も勝頼が治めることとなりました。

そして、7月9日に勝頼が武田家の奉行職であった市河宮内助に命じて白羽大明神神主に文書を出します。これが勝頼印判状です。

当前規とは、武田信玄の時の規則の意味で、この 文書により白羽神社社領を安堵し、神主に武田家 の武運長久の神役(武田家の武力がいつまでも強い ことを願うこと)を命じました。

照 会 社会教育課 ☎0537298735

原子炉建屋の廃止措置で発

ベルです。 然界の放射線が存在し、 なります る放射線量の平均と比べても 0・01 デシーベルト以下で、 れる放射線量の基準は、 けています。 シーベルトの自然放射線を受 で1人当たり年間約2・1 人体への影響が無視できるレ 私たちの身の回りには、 人が自然から受け 同制度で許可さ 年間 平均 自



▲クリアランス制度の適用を受けた 5号機旧低圧タービンロータ(車軸)

ンス物」と呼びます。を受けた廃棄物を「クリアランス制度」といい、国の認定できます。これを「クリアラース制度」といい、国の認定がまがと同様に処分や再利用がいるとんどないものは、国のがほとんどないものは、国のがほとんどないものは、国のがほとんどないものは、国のがほとんどないものは、国の

遠江

国白

l羽大明

神領

0

事

に求めていきます。

「はいのが現状です。市では、低いのが現状です。市では、のが現状です。市では、のが現状です。市では、のがではです。市では、のができるができる。

クリアランス物は、放射性物質がほとんど付着していない、あるいは除染すれば放射い、あるいは除染すれば放射い、あるいは除染すれば放射性物質がほとんどなくなるも性物質がほとんどがあります。1、2号性ので発生するクリアランス物は、放射性のが対象となります。1、2号に対しています。

めて低く、

人の健康への影響

放射性物質の放射能濃度が極されます。その廃棄物のうち、

レベルに応じて、適切生する解体撤去物は、

適切に処分

放射能

Atomic

暮らしと原子力

クリアランス制度について